

造船造機統計調査要綱（案）

平成 20 年 月 日承認
平成 21 年 4 月 1 日施行

調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

1 目的

この調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。この調査は、造船調査及び造機調査に分ける。

2 事項

この調査は、下記に掲げる事項について、別紙第 1 号様式及び第 2 号様式により行う。ただし、下記の（1）のイ及びウの船舶には鋼製の船舶以外の船舶のうち総トン数 20 トン未満で、かつ、長さ 15 メートル未満のものを含まない。

（1）造船調査

- ア 工場の名称及び所在地
- イ 製造船舶
- ウ 修繕船舶

（2）造機調査

- ア 工場の名称及び所在地
- イ 船用機関等の製造高及び部品製造高、四半期末在庫高及び修繕高

3 範囲

この調査は、下記の調査対象について行う。

- （1）造船調査は、鋼製船舶又は、鋼製の船舶以外の船舶で総トン数 20 トン以上若しくは長さ 15 メートル以上のものの製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）について調査する。
- （2）造機調査は、別表に掲げる船用機関等の製造又は修繕に常時 10 人以上の従業員を使用している工場について調査する。

4 期日

- （1）造船調査は、毎月末現在
- （2）造機調査は、毎四半期末現在

5 方法

(1) 申告義務者

ア 造船調査は、3の(1)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。

イ 造機調査は、3の(2)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。

(2) 申告及び調査の方法

ア 申告者は、郵送配布された調査票に所定の事項を記入し工場の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長(運輸支局又は海事事務所が工場の所在地を管轄していない場合は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。))に造船調査にあつては調査月の翌月10日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月10日までに提出する。

なお、申告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年国土交通省令第二十五号)第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長(以下「地方運輸局長等」という。)に提出されたものとみなす。

イ 地方運輸局長等は、申告者の提出した調査票を整理審査し、造船調査にあつては調査月の翌月15日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月15日までに国土交通大臣に提出する。

なお、電子情報処理組織を使用して申告がされた場合は、地方運輸局長等が審査・整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。

集計事項及び集計方法

1 集計事項

(1) 造船調査は、下記に掲げる事項を集計する。

ア 用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数

イ 用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価

ウ 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高

(2) 造機調査は、下記に掲げる事項を集計する。

ア 機種別製造高、四半期末在庫高及び修繕高

イ 機種別部品製造高

2 集計方法

国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。

3 結果の公表の方法及び期日

(1) 国土交通大臣は集計結果を造船調査にあつては造船統計月報により、造機調査にあつては造機統計四半期報により公表する。

(2) 公表の期日は、月報については、調査月の翌々月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに公表する。

4 関係書類の保存期間及び保存責任者

国土交通大臣の保存する調査票又は電磁的記録の保存期間は、2年とし、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、2年とする。

保存責任者は国土交通大臣とする。

別紙第1号様式及び第2号様式〔略〕

別表

船 用 機 関 等
船用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、船用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器